

福岡県田川地区消防組合管理職員特別勤務手当の支給に関する規則

〔平成 3 年 12 月 27 日〕
組 合 規 則 第 7 号

改正 平成 10 年 3 月 17 日組合規則第 3 号 平成 15 年 4 月 1 日組合規則第 6 号

（目的）

第 1 条 この規則は、福岡県田川地区消防組合職員の給与に関する条例（昭和 56 年条例第 1 号。以下「条例」という。）第 23 条の 2 第 3 項の規定に基づく、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

（管理職員特別勤務手当の額等）

第 2 条 条例第 23 条の 2 第 2 項の規則で定める額は、次の各号に掲げる額とする。

- (1) 課長職以上 6,000 円
- (2) 課長補佐職 4,000 円

2 条例第 23 条の 2 第 2 項ただし書きの規則で定める勤務は、勤務に従事した時間が 6 時間超える場合の勤務とする。

（勤務実績簿等）

第 3 条 管理者（その委任を受けた者を含む。）は、管理職員特別勤務実績簿及び管理職員特別勤務手当整理簿を作成し、これを保管しなければならない。

（雑則）

第 4 条 この規則の実施に関し必要な事項は、消防長が定める。

附 則

この規則は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 10 年組合規則第 3 号）

この規則は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 15 年組合規則第 6 号）

この規則は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。